

## 生活保護を受給されている方へお知らせ

### 後発医薬品の使用が原則になります

- 後発医薬品（ジェネリック医薬品）は、先発医薬品と同じ有効成分を同じ量含む薬であり、先発医薬品と品質や効き目、安全性が同等であることを厳正に審査したものです。
- 後発医薬品の普及については、国全体で取り組んでいます。

2018年10月1日から、生活保護を受給されている方について、  
医師または歯科医師により、後発医薬品の使用が可能と判断された場合は、原則として後発医薬品が調剤されることになります

Q:これまでとどう変わるの？

A:これまで後発医薬品を使用するようお願いしていましたが、これからは、本人が希望するかどうかにかかわらず、在庫が無い場合や、後発医薬品の価格が先発医薬品の価格よりも高くなっている場合・同額である場合を除き、後発医薬品が調剤されることになります。

Q:もう先発医薬品は使えないの？

A:医師または歯科医師が、医学的に、先発医薬品の使用が必要だと判断した場合は、先発医薬品が調剤されます。後発医薬品の使用に不安がある場合は、病院・診療所か薬局で処方内容の相談をしましょう。